

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

昭和 52 年 6 月 21 日規則第 44 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則を次のように定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和 46 年愛媛県規則第 61 号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号)に定めるもの並びに別に規則で定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 12 年規則 58 号・23 年 10 号〕

(書類の様式)

**第2条** 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左欄	右欄
1	法第8条第2項の申請書	一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第1号)
2	政令第 17 条第1項の申請書	廃棄物再生事業者登録申請書(様式第2号)
3	政令第 19 条の登録証明書	廃棄物再生事業者登録証明書(様式第3号)
4	省令第4条の4第1項の申請書	一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第4号)
5	省令第4条の4の2の申請書	一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第5号)
6	省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面	定期検査結果通知書

		( <a href="#">様式第6号</a> )
7	省令第4条の17の報告書	特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書 ( <a href="#">様式第7号</a> )
8	省令第5条の3第1項の申請書	一般廃棄物処理施設変更許可申請書( <a href="#">様式第8号</a> )
9	省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項(省令第5条の10の12において準用する場合を含む。)の届出書	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書 ( <a href="#">様式第9号</a> )
10	省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書	一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書( <a href="#">様式第10号</a> )
11	省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)、第5条の5の2の2第1項、第5条の10の2第1項及び第5条の10の2の2第1項の申請書	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 ( <a href="#">様式第11号</a> )
12	省令第5条の5の5の申請書	熱回収施設設置者認定申請書( <a href="#">様式第12号</a> )
13	省令第5条の5の10第1項の届出書	熱回収施設休廃止等届出書( <a href="#">様式第13号</a> )
14	省令第5条の5の11第1項の報告書	熱回収報告書( <a href="#">様式第14号</a> )
15	省令第5条の8第1項(省令第5条の10の10において準用する場合を含む。)の届出書	一般廃棄物処理施設変更届出書( <a href="#">様式第15号</a> )
16	省令第5条の11第1項の申請書	一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書( <a href="#">様式第16号</a> )
17	省令第5条の12第1項の申請書	合併(分割)認可申請書( <a href="#">様式第17号</a> )
18	省令第6条第1項の届出書	相続届出書( <a href="#">様式第</a>

		<a href="#">18号</a> )
19	省令第12条の7の17第2項の届出書	一般廃棄物の種類等届出書( <a href="#">様式第19号</a> )
20	省令第12条の7の17第4項の受理書	一般廃棄物の種類等届出受理書( <a href="#">様式第20号</a> )

一部改正〔昭和59年規則8号・平成5年18号・13年26号・16年3号・18年25号・23年10号・30年20号〕

(手続の方法)

**第3条** 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによって行うものとする。

項	左欄	右欄
1	法第9条の3第1項及び第9条の3の3第1項の規定による届出	一般廃棄物処理施設設置届出書( <a href="#">様式第21号</a> )
2	法第9条の3第4項ただし書(同条第9項及び法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の通知	一般廃棄物処理施設設置等届出内容相当通知書( <a href="#">様式第22号</a> )
3	法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求	最終処分場台帳閲覧請求書( <a href="#">様式第23号</a> )
4	政令第20条の規定による届出	廃棄物再生事業者登録事項変更届出書( <a href="#">様式第24号</a> )
5	政令第21条の規定による届出	廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止・再開)届出書( <a href="#">様式第25号</a> )
6	省令第12条の7の17第5項の規定による届出	一般廃棄物の種類等変更(処理業廃止)届出書( <a href="#">様式第26号</a> )

2 前項の表5の項右欄に掲げる届出書には、事業場を廃止した場合は、当該事業場に係る廃棄物再生事業者登録証明書を添付するものとする。

一部改正〔平成5年規則18号・13年26号・16年3号・18年25号・23年10号・30年20号〕

(許可証等の再交付)

**第4条** 次の表の左欄に掲げる者は、交付を受けた許可証、認定証又は登録証明書を破り、汚し、又は失つた場合は、同表の右欄に掲げる再交付申請書に、破り、又は汚したときはその許可証、認定証又は登録証明書を添付して知事に提出し、許可証、認定証又は登録証明書の再交付を受けることができる。

項	左欄	右欄
1	法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者	一般・産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書(様式第27号)
2	法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受けた者	熱回収施設設置者認定証再交付申請書(様式第28号)
3	法第12条の7第1項又は第7項の認定を受けた者	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書(様式第28号の2)
4	法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者	産業廃棄物収集運搬業許可証等再交付申請書(様式第29号)
5	法第20条の2第1項の登録を受けた者	廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書(様式第30号)

全部改正〔平成5年規則18号〕、一部改正〔平成13年規則26号・16年3号・18年25号・23年10号・30年20号〕

(許可証等の返還)

**第5条** 前条の表1の項左欄若しくは同表4の項同欄の許可に係る許可証の交付を受けた者、同表2の項同欄若しくは同表3の項同欄の認定に係る認定証の交付を受けた者又は同表5の項同欄の登録に係る登録証明書の交付を受けた者は、当該許可証、認定証又は登録証明書に係る許可、認定又は登録の効力が消滅したときは当該許可証、認定証又は登録証明書を、同条の規定により許可証、認定証又は登録証明書の再交付を受けた後に失つた許可証、認定証又は登録証明書を発見したときは当該許可証、認定証又は登録証明書を知事に返還しなければならない。

追加〔平成5年規則18号〕、一部改正〔平成23年規則10号・30年20号〕

(書類の経由及び提出部数)

**第6条** 法、政令、省令及びこの規則の規定により、知事に提出し、又は知事が交付する書類は、別に定めがあるもののほか、所轄保健所長を経由するものとする。

2 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及びその写し1部とする。

一部改正〔平成5年規則 18号・10年 28号・12年 15号・13年 26号〕

(その他)

**第7条** この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な細目は、別に定める。

一部改正〔平成5年規則 18号・13年 26号〕

#### **附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条第2項の規定により交付されている産業廃棄物処理業許可証は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条に規定する産業廃棄物処理業許可証とみなす。

**附 則**(昭和 59 年3月 23 日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和 60 年 10 月1日規則第 51 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成元年 11 月1日規則第 51 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 3 第1条の規定による改正後の(中略)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則様式第4号の規定(中略)は、この規則の施行の日以後に交付し、又は授与する書類について適用し、同日前に交付し、又は授与した書類については、なお従前の例による。

**附 則**(平成5年4月1日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 10 年4月1日規則第 28 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(事務の委任に伴う経過措置)
- 2 改正後のそれぞれの規則の規定により保健所を設置する市の長が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務のうち、この規則の施行の際現に知事又はその委任を受けた者に対してなされている申請その他の行為の処理に係る事務については、改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**(平成 11 年3月 31 日規則第 16 号)

- 1 この規則は、平成 11 年4月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。

**附 則**(平成 12 年 3 月 31 日規則第 15 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

**附 則**(平成 12 年 9 月 1 日規則第 58 号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 13 年 3 月 31 日規則第 26 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

**附 則**(平成 16 年 1 月 23 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 17 年 3 月 4 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。  
(経過措置)
- 4 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

**附 則**(平成 18 年 3 月 31 日規則第 23 号)

この規則は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 18 年 3 月 31 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 18 年 8 月 29 日規則第 53 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成 18 年度に限り使用することができる。

**附 則**(平成 19 年 9 月 28 日規則第 39 号)

この規則は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

**附 則**(平成 23 年 3 月 31 日規則第 10 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 24 年 8 月 7 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する

**附 則**(平成 26 年 3 月 31 日規則第 20 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている第 1 条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則様式第 1 号、様式第 8 号、様式第 16 号若しくは様式第 17 号又は第 2 条の規定による改正前の愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則様式第 1 号、様式第 3 号若しくは様式第 5 号の規定による申請書は、第 1 条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則様式第 1 号、様式第 8 号、様式第 16 号若しくは様式第 17 号又は第 2 条の規定による改正後の愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則様式第 1 号、様式第 3 号若しくは様式第 5 号の規定による申請書とみなす。

**附 則**(平成 30 年 3 月 30 日規則第 20 号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則様式第 11 号の規定による一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則様式第 11 号の規定による一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書とみなす。

**附 則**(令和元年 6 月 28 日規則第 7 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**(令和元年 12 月 13 日規則第 35 号抄)

- 1 この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

**附 則**(令和 3 年 3 月 30 日規則第 38 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**様式第 1 号**(第 2 条関係) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

愛媛県知事

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号
一般廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3 / 日 ( \quad ) 時間$ $t / 日 ( \quad ) 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m$ 3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	



△災害防止のための計画に係る事項（最終処分場である場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）		
（個人である場合）		
（ふりがな）氏 名	住 所	
（法人である場合）		
（ふりがな）名 称	代表者氏名	住 所
役員		
（ふりがな）氏 名	役職名・呼称	住 所
役員（申請者が法人である場合）		
（ふりがな）氏 名	役職名・呼称	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額		住 所
	割	合	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所	
愛媛県収入証紙貼付欄			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記入しないこと。

3 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

5 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

6 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙

のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

7 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載すること。

8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

9 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

(2) 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

(3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

(4) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図

(5) 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

(6) 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

(7) 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(8) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(9) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(10) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(11) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

(12) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

(13) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

(16) 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

10 次に掲げる場合は、9(1)に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 一般廃棄物の最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、法第8条第2項の申請書に記載した同項第2号から第7号までに掲げる事項が、過去になされた同条第1項の許可に係る当該事項と同一である場合
- (2) 一般廃棄物の最終処分場にあつては、法第8条第2項の申請書に記載した同項第2号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる事項が、過去になされた同条第1項の許可に係る当該事項と同一である場合
- 11 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、9(8)及び(10)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。
- 12 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、9(11)から(16)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

追加〔平成16年規則3号〕、一部改正〔平成17年規則6号・18年23号・25号・53号・19年39号・23年10号・24年41号・26年20号・令和元年7号・35号・3年38号〕

## 様式第2号(第2条関係) 廃棄物再生事業者登録申請書

廃棄物再生事業者登録申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 申請者		
事務所の所在地		
事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業の内容		
事業の用に供する施設	種類	
	数量	
	構造	
	設備の概要	
備考	※整理番号	
	※受理年月日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類又は個人資産表等経理的基礎に関する資料
- (2) 当該施設、主要設備及び事務所の位置を記載した事業場の平面図
- (3) 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (4) 事業場の位置を記入した付近の見取図
- (5) 事業計画の概要及び事務経歴を記載した書類
- (6) 事業を適切に行うことができる者であることを明らかにする書類
- (7) 個人の場合は、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）
- (8) 法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

全部改正〔平成5年規則18号〕、一部改正〔平成11年規則16号・13年26号・16年3号・17年6号・18年53号・23年10号・24年41号・令和元年7号・3年38号〕

### 様式第3号（第2条、様式第25号関係） 廃棄物再生事業者登録証明書

<p>廃棄物再生事業者登録証明書</p> 	
住 所	
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	
登 録 年 月 日	
登 録 番 号	
事業場の所在地	
取り扱う廃棄物の種類及び量	
再 生 の 方 法	

主な施設の種類 及び数量	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定による廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事</p>	

全部改正〔平成5年規則 18 号〕、一部改正〔平成 16 年規則3号・23 年 10 号〕

**様式第4号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書**

<p>一般廃棄物処理施設使用前検査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
功 の 年 月 日	年 月 日

使用開始予定年月日	年 月 日
-----------	-------

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 功図面（施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図）
- (2) その他参考となる書類又は図面

追加〔平成16年規則3号〕、一部改正〔平成18年規則53号・令和元年7号・3年38号〕

### 様式第5号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設定期検査申請書

一般廃棄物処理施設定期検査申請書  年 月 日  愛媛県知事 様  住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

追加〔平成23年規則10号〕、一部改正〔令和元年規則7号・3年38号〕

### 様式第6号(第2条関係) 定期検査結果通知書

第 号 年 月 日	
定期検査結果通知書	
様	
愛媛県知事 印	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。</p>	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日

追加〔平成23年規則10号〕

**様式第7号（第2条関係） 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書**

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（ 年度） 年 月 日	
愛媛県知事 様	
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 報告者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置の場所	
埋立処分開始年月	年 月



埋立処分終了予定年月	年 月
放流水の水質及び当該放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量及び当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府・厚生省令第2号）第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。

追加〔平成16年規則3号〕、一部改正〔平成18年規則53号・23年10号・令和元年7号・3年38号〕

### 様式第8号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

一般廃棄物処理施設変更許可申請書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

一般廃棄物処理施設の 処理能力（最終処分場 である場合にあつて は、一般廃棄物の埋立 処分の用に供される場 所の面積及び埋立容 量）	変 更 前	変 更 後
	m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間 t /日 ( ) 時間 m <sup>3</sup> /時間 t /時間	m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間 t /日 ( ) 時間 m <sup>3</sup> /時間 t /時間
	埋立地の面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m	埋立地の面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m
△一般廃棄物処理施設 の位置、構造等の設 置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設 の維持管理に関する 計画		
変 更 の 理 由		
着 工 予 定 年 月 日		
年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		
年 月 日		
※ 許可の年月日及び許可番号		
年 月 日 第 号		
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	代表者氏名	住 所
役員		
(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所
役員（申請者が法人である場合）		

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住 所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）		
発行済株式の総数	株	出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	住 所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住 所
愛媛県収入証紙貼付欄		

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。
- 3 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

- (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量及び大腸菌群数に係る変更後の数値、最終処分場の場合は排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 7 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載すること。
- 8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 9 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
  - (1) 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
  - (2) 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
  - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第3条第2項各号に掲げる事項に係る変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
  - (4) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
  - (5) 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
  - (6) 変更後の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
  - (7) 変更後の一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
  - (8) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - (9) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - (10) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (11) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）
  - (12) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
  - (13) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
  - (14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
  - (15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を

有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

- (16) 申請者に令第 4 条の 7 に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- 10 直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、9(8)及び(10)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。
- 11 法第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可（平成 12 年 10 月 1 日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して 5 年を経過しないもの（この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、9(11)から(16)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

追加〔平成 16 年規則 3 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 6 号・18 年 23 号・25 号・53 号・19 年 39 号・23 年 10 号・24 年 41 号・26 年 20 号・令和元年 7 号・35 号・3 年 38 号〕

### 様式第 9 号（第 2 条関係） 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書 年 月 日	
愛媛県知事	様 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号
一般廃棄物処理施設の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可（届出） 年 月 日 第 号
使用開始予定年月日	年 月 日
変更の内容 （軽微な変更等がある場合）	△軽微な変更
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。）第 5 条の 4（第 6 号を除く。）に掲げる事項の変更
	省令第 5 条の 4 第 6 号の事項の変更
	法定代理人、株主及び出資をしている者が法人である場合のこれらの者に係る変更

	(ふりがな) 名 称	代表者氏名	住 所
	法定代理人、株主及び出資をしている者が個人である場合のこれらの者並びに役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。以下同じ。）及び使用人に係る変更		
	(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由 (廃止若しくは休止又は再開の場合)		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日 (廃止若しくは休止又は再開の場合)		年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「省令第5条の4第6号の事項の変更」の欄には、該当する全ての者を記載すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
  - (2) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
  - (3) 届出者の法定代理人、株主及び出資をしている者（これらの者が個人である場合に限る。）、役員並びに使用人に係る変更がある場合には、これらの者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）
  - (4) 届出者の法定代理人、株主及び出資をしている者（これらの者が法人である場合に限る。）に係る変更がある場合には、これらの者の登記事項証明書

追加〔平成16年規則3号〕、一部改正〔平成18年規則53号・23年10号・26年20号・30年20号・令和元年7号・3年38号〕

様式第 10 号(第2条関係) 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 届出者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名	電話番号	
設 置 場 所			
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可 (届出) 年 月 日 第 号		
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m <sup>2</sup>	埋立ての深さ m	覆土の厚さ m
埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	種 類	数量 (m <sup>3</sup> )	性 状

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 当該施設の周辺の地図
- (3) 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類
- (4) 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
- (5) 水銀処理物を埋め立てた場合は、当該水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面

追加〔平成 16 年規則3号〕、一部改正〔平成 18 年規則 53 号・23 年 10 号・30 年 20 号・令和元年7号・3年 38 号〕

様式第 11 号(第2条関係) 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書		
年 月 日		
愛媛県知事 様		
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量又は埋め立てた水銀処理物の数量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ	面積	埋立ての深さ m <sup>2</sup> m
埋 立 処 分 の 方 法		
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年 月 日	
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	年 月 日	
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容		



地下水等の水質の状況	
(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供された最終処分場以外の最終処分場である場合)	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供された最終処分場である場合)	
埋立地の覆いの厚さ、材料及び強度	
埋め立てた一般廃棄物又は外周仕切設備について講じた措置の内容	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 「地下水等」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 3 「保有水等」とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
- 4 「覆い」とは、基準省令第1条第2項第17号（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供された最終処分場にあつては、基準省令第1条の2第2項第4号）の規定による覆いをいう。
- 5 「埋め立てた一般廃棄物又は外周仕切設備について講じた措置」とは、基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置をいう。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付すること。ただし、基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供された最終処分場にあつては、(4)及び(5)に掲げる書類及び図面の添付を要しない。
  - (1) 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 当該最終処分場の周辺の地図
  - (3) 基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
  - (4) 当該申請の直前の2年以上にわたり行つた基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類

- (5) 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
- (6) 基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、当該基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面
- (7) その他参考となる書類又は図面

追加〔平成 16 年規則3号〕、一部改正〔平成 18 年規則 53 号・23 年 10 号・30 年 20 号・令和元年7号・3年 38 号〕

**様式第 12 号(第2条関係) 熱回収施設設置者認定申請書**

熱回収施設設置者認定申請書		
年 月 日		
愛媛県知事 様		
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
熱回収施設の設置の場所		
※ 認 定 の 年 月 日	年 月 日	
※ 認 定 番 号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	

熱回収の内容に関する 計 画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱 回 収 率	パーセント
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
愛媛県収入証紙貼付欄		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記入しないこと。

3 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。

4 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン/時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール/時（複数ある場合は、それぞれの能力））を記載すること。

5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

6 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図面を添付すること。

7 設備の維持管理に関する計画については、できる限り図面、表等を利用することとし、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画を記載すること。

8 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・発電以外の熱利用の併用の別を記入すること。

9 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図

(2) 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類

(3) 当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する省令第5条の5の

- 5 第 1 項第 4 号イからハマまでに掲げる事項を記載した書類  
 (4) 当該熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類

追加〔平成 23 年規則 10 号〕、一部改正〔令和元年規則 7 号・3 年 38 号〕

**様式第 13 号(第 2 条関係) 熱回収施設休廃止等届出書**

熱回収施設休廃止等届出書		
年 月 日		
愛媛県知事 様		
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由	
	年 月 日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理 由	（廃止・休止・再開の別）
	年 月 日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理 由	
	年 月 日	年 月 日

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとするこ

と。

4 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- (2) 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類

追加〔平成 23 年規則 10 号〕、一部改正〔令和元年規則 7 号・3 年 38 号〕

### 様式第 14 号(第 2 条関係) 熱回収報告書

熱 回 収 報 告 書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 報告者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
認 定 の 年 月 日 号 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日までの年間 の熱回収率	パーセント

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。) 第 5 条の 5 の 5 第 1 項第 4 号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

3 省令第 5 条の 5 の 11 第 1 項第 3 号の熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付すること。

追加〔平成 23 年規則 10 号〕、一部改正〔令和元年規則7号・3年 38 号〕

**様式第 15 号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設変更届出書**

一般廃棄物処理施設変更届出書 年 月 日 愛媛県知事 様 代表者の氏名 名称届出者			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出の年月日	年 月 日		
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変 更 前	変 更 後
		$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日	年 月 日		
使用開始予定年月日	年 月 日		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 6 条第 2 項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質及び大腸菌群数に係る変更後の数値、最終処分場の場合は排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 1 条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
  - (1) 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
  - (2) 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
  - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
  - (4) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
  - (5) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図

追加〔平成 16 年規則 3 号〕、一部改正〔平成 18 年規則 53 号・23 年 10 号・令和元年 7 号・3 年 38 号〕

## 様式第 16 号(第 2 条関係) 一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書

一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

譲受け又は借受けの相手方の氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

一般廃棄物処理施設の設置の場所

一般廃棄物処理施設の種類

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

※ 譲受け等の許可の年月日

年 月 日

※ 譲受け等の許可番号

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏 名	住 所

（法人である場合）

（ふりがな） 名 称	代表者氏名	住 所

役員

（ふりがな） 氏 名	役職名・呼称	住 所



役員（申請者が法人である場合）			
（ふりがな） 氏名	役職名・呼称	住所	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）			
発行済株式の総数	株	出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額	住所	
	割合		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
（ふりがな） 氏名	役職名・呼称	住所	
愛媛県収入証紙貼付欄			

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。

- 4 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載すること。
- 5 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 6 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
  - (2) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
  - (3) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - (4) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - (5) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (6) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）
  - (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
  - (8) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
  - (9) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
  - (10) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
  - (11) 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- 7 直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、6(3)及び(5)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。
- 8 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、6(6)から(11)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

追加〔平成16年規則3号〕、一部改正〔平成17年規則6号・18年23号・25号・53号・19年39号・23年10号・24年41号・26年20号・令和元年7号・35号・3年38号〕

様式第 17 号(第2条関係) 合併(分割)認可申請書

合併（分割）認可申請書		
年 月 日		
愛媛県知事 様		
住所（主たる事務所の所在地）		
申請者 名称及び代表者の氏名		
電話番号		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名		
合併（分割）の方法及び条件		
合併（分割）の理由		
合併（分割）の時期		
※ 認可の年月日及び認可番号	年 月 日 第 号	
役員		
（ふりがな） 氏 名	役職名・呼称	住 所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）		
発行済株式の総数	株	出資の額
（ふりがな） 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額	住 所
	割 合	

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）</p>			
（ふりがな） 氏 名	役職名・呼称	住	所
<p>合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において役員となる者</p>			
（ふりがな） 氏 名	役職名・呼称	住	所
<p>合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となるもの（当該株主又は出資をしている者となるものがある場合）</p>			
発行済株式の総数	株	出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	住	所

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者 (当該使用人となる者がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所
愛媛県収入証紙貼付欄		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 ※印の欄には、記入しないこと。

4 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。

5 「役員」の欄から「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載すること。

6 「役員」の欄及び「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において役員となる者」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 合併契約書又は分割契約書の写し

(2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

ア 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

イ 定款及び登記事項証明書

ウ 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

- エ 役員の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）
  - オ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
  - カ 令第 4 条の 7 に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し
  - キ 現に行っている事業の概要を説明する書類
- (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類
- ア 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
  - イ 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
  - ウ 法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
  - エ 役員となる者の住民票の写し
  - オ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
  - カ 令第 4 条の 7 に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し
- 8 直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、7(2)ア及びイに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。
- 9 法第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可（平成 12 年 10 月 1 日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して 5 年を経過しないもの（この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、7(2)ウからカまで及び同(3)ウからカまでに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

追加〔平成 16 年規則 3 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 6 号・18 年 23 号・25 号・53 号・19 年 39 号・23 年 10 号・24 年 41 号・26 年 20 号・令和元年 7 号・35 号・3 年 38 号〕

様式第 18 号(第2条関係) 相続届出書

相 続 届 出 書		
年 月 日		
愛媛県知事 様		
住所 届出者 氏名 電話番号		
被相続人との続柄		
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
相続の開始の日		
法定代理人（相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	代表者氏名	住 所

役員			
(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住	所

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 「法定代理人」の欄及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 被相続人との続柄を証する書類
  - (2) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）
  - (3) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類



- (4) 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (5) 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (6) 相続人が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (7) 相続人に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- 5 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、4(2)及び(5)から(7)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

追加〔平成16年規則3号〕、一部改正〔平成18年規則25号・53号・23年10号・24年41号・26年20号・令和元年7号・35号・3年38号〕

**様式第19号（第2条関係） 一般廃棄物の種類等届出書**

一般廃棄物の種類等届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
愛媛県知事 様 <div style="text-align: right;">住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号</div>	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 残余の埋立地の面積 $m^2$ 残余の埋立容量 $m^3$
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	

許 可 に 付 さ れ た 条 件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間の処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては石綿含有一般廃棄物の処理量を、当該施設が産業廃棄物の最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては水銀処理物の処理量を含む。）の見込み	種 類	年間処理量
非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合）	時期	
	地域	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の5に規定する許可証の写し
- (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類
  - ア 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類
  - イ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
  - ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号、第6号又は第10号に該当する者であることを示す書類
  - エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の9に規定する認定証の写し
  - オ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類

追加〔平成16年規則3号〕、一部改正〔平成18年規則53号・23年10号・30年20号・令和元年7号・3年38号〕

## 様式第20号(第2条、様式第26号関係) 一般廃棄物の種類等届出受理書

第 号  
年 月 日

一般廃棄物の種類等届出受理書

様

愛媛県知事 印

年 月 日付で から届出のあつた一般廃棄物の種類等届出書については、年 月 日受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の7の17第4項の規定により交付します。

住所	
氏名	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては石綿含有一般廃棄物を、当該施設が産業廃棄物の最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては水銀処理物を処理する旨）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

許可に付された条件		
非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物进行处理する場合）	時期	
	地域	

追加〔平成16年規則3号〕、一部改正〔平成18年規則53号・23年10号・30年20号・令和3年38号〕

**様式第21号(第3条関係) 一般廃棄物処理施設設置届出書**

一般廃棄物処理施設設置届出書		年 月 日
愛媛県知事 様		名称 届出者
代表者の氏名		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※届出年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		

	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画に係る事項（最終処分場である場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記入しないこと。

3 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

5 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

6 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

7 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

(2) 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

(3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

(4) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図

(5) 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

追加〔平成 16 年規則3号〕、一部改正〔平成 18 年規則 53 号・23 年 10 号・令和元年7号・3年 38 号〕

**様式第 22 号(第3条関係) 一般廃棄物処理施設設置等届出内容相当通知書**

	第	号												
	年	月	日											
一般廃棄物処理施設設置等届出内容相当通知書														
様														
愛媛県知事			印											
年	月	日	付	け	で	から	提出	の	あ	つ	た	一般廃棄物処理施設設置等		
の届出書については、														
年	月	日	受	理	し	、	その	届出	の	内容	が	相当	である	と
認めたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条														
の3第4項ただし書（第9条の3第9項において準用する同条第4項ただし書）（第														
9条の3の3第3項において準用する同法第9条の3第4項ただし書）の規定によ														
り通知します。														

注 不要の文字は、抹消すること。

全部改正〔平成5年規則 18 号〕、一部改正〔平成 13 年規則 26 号・16 年3号・18 年 53 号・23 年 10 号・30 年 20 号〕

**様式第 23 号(第3条関係) 最終処分場台帳閲覧請求書**

最終処分場台帳閲覧請求書			
愛媛県知事                      様		年    月    日	
		住所 請求者	
		氏名	
最終処分場の所在地			
最終処分場埋立処分 終了の届出者等の氏名			
閱 覧 の 目 的 (当該土地の関係者で あることを明確にする こと)			
閱 覧 日 時	年    月    日	時    分	
※ 返 却 時 間	時    分		
※ 返 却 確 認 者 名			
備                      考			※整理番号
			※受    理 年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

全部改正〔平成5年規則18号〕、一部改正〔平成11年規則16号・13年26号・16年3号・18年53号・23年10号・令和元年7号・3年38号〕

**様式第24号(第3条関係) 廃棄物再生事業者登録事項変更届出書**

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書 年 月 日 愛媛県知事 様 届出者			
登録番号			
登録年月日			
変更年月日			
変更事項		1 住所 2 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 3 事務所の所在地 4 事業場の所在地 5 廃棄物の再生に係る事業の内容 6 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の	
変更 の 容 の 内 容	変更前		
	変更後		
変更の理由			
備 考			※整理番号
			※受理 年月日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

全部改正〔平成5年規則18号〕、一部改正〔平成11年規則16号・13年26号・16年3号・18年53号・23年10号・令和元年7号・3年38号〕

**様式第25号(第3条関係) 廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止・再開)届出書**



廃棄物再生事業者登録事業場廃止（休止・再開）届出書 年 月 日 愛媛県知事 様 届出者			
登 録 番 号			
登 録 年 月 日			
事 業 場 の 名 称			
事 業 場 の 所 在 地			
廃止若しくは休止 又は再開の年月日			
廃止若しくは休止 又は再開の理由			
備 考		※整理番号	
		※受 理 年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 事業場を廃止した場合は、廃棄物再生事業者登録証明書（様式第3号）を添付すること。

全部改正〔平成5年規則18号〕、一部改正〔平成11年規則16号・13年26号・16年3号・18年53号・23年10号・令和元年7号・3年38号〕

**様式第26号（第3条関係） 一般廃棄物の種類等変更（処理業廃止）届出書**

一般廃棄物の種類等変更（処理業廃止）届出書		
		年 月 日
愛媛県知事	様	
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
変更（廃止）の年月日	年 月 日	
変更の内容（当該届出が変更である場合）	変 更 前	変 更 後
	産業廃棄物処理施設の種類	
	産業廃棄物の種類	
変更（廃止）の理由		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 一般廃棄物の種類等届出受理書（様式第20号）を添付すること。

追加〔平成16年規則3号〕、一部改正〔平成18年規則53号・23年10号・令和元年7号・3年38号〕

**様式第27号（第4条関係） 一般・産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証再交付申請書**

一般・産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証再交付申請書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
申請者	
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	

再交付申請の事由			
備 考		※整理番号	
		※受 理 年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 破り、又は汚した許可証を添付すること。

全部改正〔平成5年規則18号〕、一部改正〔平成11年規則16号・13年26号・16年3号・18年53号・23年10号・令和元年7号・3年38号〕

### 様式第28号(第4条関係) 熱回収施設設置者認定証再交付申請書

熱回収施設設置者認定証再交付申請書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
認 定 番 号	

認 定 年 月 日			
再交付申請の事由			
備 考		※整理番号	
		※受 理 年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 破り、又は汚した認定証を添付すること。

追加〔平成23年規則10号〕、一部改正〔令和元年規則7号・3年38号〕

**様式第28号の2(第4条関係) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書**

2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
主たる事務所の所在地 名称及び代表者の氏名 電話番号	
申請者	

主たる事務所の所在地 名称及び代表者の氏名 電話番号			
認 定 番 号			
認 定 年 月 日			
再 交 付 申 請 の 事 由			
備 考		※整理番号	
		※受 理 年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 破り、又は汚した認定証を添付すること。

追加〔平成 30 年規則 20 号〕、一部改正〔令和元年規則7号・3年 38 号〕

**様式第 29 号(第4条関係) 産業廃棄物収集運搬業許可証等再交付申請書**

産業廃棄物収集運搬業許可証等再交付申請書		年 月 日
愛媛県知事	様	申請者

許可を受けている業の種類			
許可番号			
許可年月日			
再交付申請の事由			
備考		※整理番号	
		※受理年月日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 破り、又は汚した許可証を添付すること。

全部改正〔平成5年規則18号〕、一部改正〔平成11年規則16号・13年26号・16年3号・18年53号・23年10号・令和元年7号・3年38号〕

**様式第30号(第4条関係) 廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書**

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 申請者	
登録番号	
登録年月日	

再交付申請の事由			
備 考		※整理番号	
		※受 理 年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 破り、又は汚した登録証明書を添付すること。

全部改正〔平成5年規則18号〕、一部改正〔平成11年規則16号・13年26号・16年3号・18年53号・23年10号・令和元年7号・3年38号〕